

住宅除却に係る固定資産税（土地）の減免制度のご案内

町では、住宅を除却(解体・撤去)した場合、その敷地となっていた土地に係る固定資産税を減免する制度を創設しました。この制度は、空き家等の除却を促進し、その管理不全状態を防止するとともに、地域の生活環境への悪影響の低減を図ることを目的としています。

制度の概要

住宅用の土地は、地方税法の規定により固定資産税の「住宅用地特例」が適用され、税額が低く抑えられています。住宅を除却すると、この特例が適用されなくなりますが、本制度は、町が定める要件を満たした場合に、税負担が特例を適用したときと同じになるよう減免するものです。

要件（全て満たしていること）

- ・令和2年1月2日以降に住宅を除却した土地であること
- ・現に住宅用地特例の適用を受けている土地であること
- ・除却する住宅が、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を受けていないこと

対象者

上のすべてに当てはまる土地の所有者（納税義務者または代表相続人・納税管理人）

※ただし次のいずれかに当てはまるときは、対象外となります。また、減免期間中に次のいずれかに当てはまる事が判明したときは、その事実が生じた日に遡って減免を取り消します。

- ・町税や水道料金、保育料などを滞納している場合
- ・対象の土地が営利目的で使用されている場合
- ・対象の土地が住宅用地となった場合
- ・相続以外の理由により対象の土地の所有者が変更になった場合
- ・不正な行為などで虚偽の申請を行った場合

手続きの流れ

1 事前相談 （除却前）

- ・対象要件を満たしているか町に確認してください。

2 取り壊し

- ・所有者等による除却工事

3 申請 （除却後）

- ・申請書など必要書類を町に提出してください。

4 減免決定

- ・土地の適正管理をお願いします。

【問い合わせ先】

愛南町役場税務課（資産税係）
TEL：(0895) 72-7301
FAX：(0895) 72-1214

